

# 第9次三春町高齢者福祉計画・ 第9期三春町介護保険事業計画 ～高齢者いきいきプラン9～

令和6年度～令和8年度

## 1 計画策定の趣旨

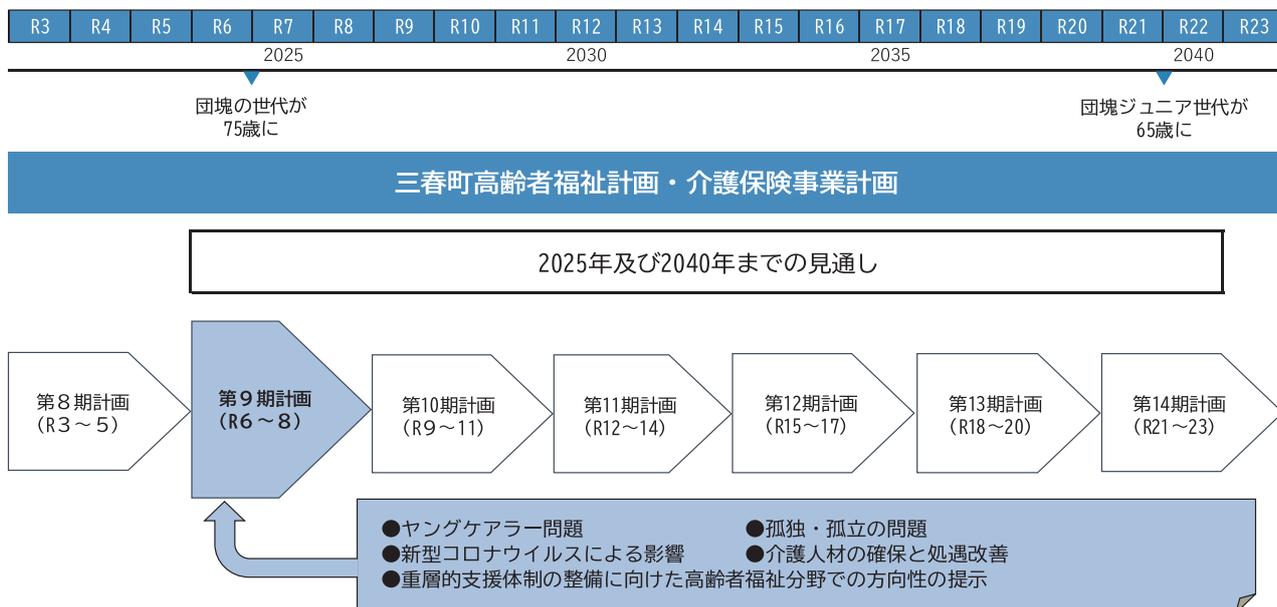
3年を1期とする介護保険事業計画は第9期を迎え、第9期介護保険事業計画では、計画期間中に「地域包括ケアシステム」構築の目標年次である令和7年を迎えることとなります。そのため、「地域包括ケアシステム」構築の達成状況について点検を行い、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組をより推進していくこととなります。

また、次期計画は、重層的支援体制整備をはじめ、高齢者の社会参加や健康寿命の延伸、医療・介護連携の強化など、令和22年を展望した取組を本格的に推進していくための計画として策定を進める必要があります。

本町では、これまでの取組の方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本町における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、高齢者人口がピークを迎える令和22年に向け、高齢者施策を総合的に推進していくための第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するものです。

## 2 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



### 3 計画の基本目標

第7次本町長期計画に掲げる「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」を目標として、人としての尊厳が保たれる質の高い高齢者福祉を実現するため、高齢者が住み慣れた顔見知りのいる地域で、一日でも長く「安心して」、「健やかに」、「いきいき」と「自立した生活」を送ることができる地域づくりを推進します。



## 誰もが健やかに暮らせるまちづくり

### 4 計画の基本方針

#### 基本方針 1 健康づくりと介護予防、生きがいの推進

心身ともに健康で、住み慣れた地域で生活をするためには、高齢になっても生きがいや役割などを持ち、地域や仲間とつながりながら生活していくことが大切です。このため、高齢者が活動しやすい環境や、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の活躍を促進します。

介護予防や要介護状態の前段階であるフレイルの予防については、生活機能全体を向上させ、健康づくりや生きがいのつなげる様々な活動支援を行います。また、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体となって実施することで、認知症やフレイルなどの予防を強化し、町民の健康寿命の延伸を図ります。

#### 基本方針 2 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにしていくためには、地域での生活を支えていくことを目的とした、幅広い視点からの体制づくりが必要となります。

複雑化・複合化する高齢者の相談に的確に対応する体制を強化し、地域で支え合うネットワークを深化させるため、地域包括支援センターの機能強化を図り、関係機関などが連携して、高齢者の地域での生活を総合的かつ重層的に支援する取組を推進します。

在宅での医療と介護の連携を強化、増加する認知症高齢者や介護家族への支援など、地域住民と福祉事業者、医療機関、行政が連携した取組を推進します。

#### 基本方針 3 介護給付の充実と適正化

今後も一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、高齢者の状況に合わせ、居宅での生活又は施設での生活などを選択できるように、サービス量の確保、質の向上を図るとともに、地域の実情に応じ、柔軟かつ効率的にサービス提供できる環境づくりを段階的に進めていきます。

介護サービス基盤については、地域や高齢者のニーズ及び既存施設の実態等を踏まえ、医療との連携、介護予防サービスも踏まえた提供体制の整備を図り、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

## 5 計画の施策内容

基本目標及び基本方針に基づく、本計画の施策内容は次のとおりです。

### 基本方針 1：健康づくりと介護予防、生きがいづくりの推進

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ● 健康づくりの推進               | (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進<br>(2) 住民主体の介護予防・健康づくりの推進<br>(3) 健康相談、健診結果相談の充実<br>(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 |
| ● 自立支援・介護予防・<br>重度化防止の推進 | (1) 自立支援・介護予防に関する普及啓発<br>(2) 通いの場の充実<br>(3) リハビリテーション専門職等との連携強化                                 |
| ● 高齢者の生きがいづくりの推進         | (1) シルバー人材センター<br>(2) 老人クラブ<br>(3) 生涯学習活動<br>(4) ボランティア活動の支援<br>(5) ボランティアポイント制度                |
| ● 介護予防サービスの充実            | (1) 総合事業の充実<br>(2) 生活支援サービスの充実<br>(3) その他の生活支援サービス<br>(4) 介護予防事業の評価                             |

### 基本方針 2：地域包括ケアシステムの深化・推進

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| ● 地域包括支援センターの<br>機能強化     | (1) 地域包括支援センターの個別支援業務<br>(2) 機能強化に向けた取組  |
| ● 在宅医療と介護連携の推進            | (1) 医療・介護のネットワークづくり<br>(2) 二次医療圏内・関係市町の連携<br>(3) 高齢者の状態に応じた連携の推進                             |
| ● 地域ケア会議の推進               | (1) 地域ケア会議の運営と課題検討<br>(2) 多職種協働によるネットワークの構築、資源開発   |
| ● 生活支援体制整備事業の推進           | (1) 生活支援体制整備事業の基盤整備<br>(2) 住民主体活動の支援   |
| ● 認知症施策の推進                | (1) 普及啓発・本人発信支援及び予防対策<br>(2) 医療・ケア（早期発見・早期対応）・介護者への支援<br>(3) 認知症バリアフリーの推進<br>(4) 成年後見制度の利用促進 |
| ● 高齢者虐待防止対策の推進            | (1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化<br>(2) 養護者による高齢者虐待への対応強化<br>(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化               |
| ● 高齢者が安心・安全に<br>暮らせる環境の整備 | (1) 見守り体制の充実<br>(2) 災害時や感染症に対する対策<br>(3) 高齢者の住まいの安定確保  |

### 基本方針 3：介護給付の充実と適正化

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| ● 保険者機能の強化              | (1) 介護給付の適正化<br>(2) 介護給付サービスの質の向上   |
| ● 介護人材の確保と<br>生産性の向上の推進 | (1) 介護分野で働く専門職の人材確保・定着に向けた取組<br>(2) 介護現場における業務改善の促進<br>(3) 介護分野における体制の効率化 |

## 6 保険料の算定

令和6年度から令和8年度における、本町の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

### ■ 第1号被保険者の介護保険料(所得段階別保険料額)

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護被保護者や世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者や世帯全員が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285	19,700 (1,642)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.485	33,500 (2,794)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.685	47,400 (3,946)
第4段階	世帯の誰かが町民税課税、本人は非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	62,200 (5,185)
第5段階	世帯の誰かが町民税課税、本人は非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	69,100 (5,762)
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	83,000 (6,914)
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準額 ×1.3	89,900 (7,490)
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準額 ×1.5	103,700 (8,643)
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準額 ×1.7	117,500 (9,795)
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	基準額 ×1.9	131,400 (10,947)
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	基準額 ×2.1	145,200 (12,100)
第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準額 ×2.3	159,000 (13,252)
第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	165,900 (13,828)

#### 概要版

令和6年度～  
令和8年度

### 第9次三春町高齢者福祉計画・ 第9期三春町介護保険事業計画 ～高齢者いきいきプラン9～

発行：令和6年3月 三春町保健福祉課  
住所：〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地2  
TEL：0247-62-3166 FAX：0247-62-0202  
URL：<https://www.town.miharu.fukushima.jp/>

